新ごみ処理施設整備基本計画策定
及び環境影響評価等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和８年１月

泉北環境整備施設組合

１　趣旨

本要領は、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）が計画している新ごみ処理施設整備基本計画策定及び環境影響評価等業務委託（以下「本業務」という。）を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルの手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

⑴ 業務委託名

新ごみ処理施設整備基本計画策定及び環境影響評価等業務委託

⑵ 業務内容

別紙「新ごみ処理施設整備基本計画策定及び環境影響評価等業務委託仕様書」のとおり

⑶ 業務委託期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

⑷ 発注者

泉北環境整備施設組合　管理者　辻　宏康

⑸　提案上限額

３１１，６６２，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　事業者選定方法等

本業務の業者選定にあたっては、令和５年９月策定の泉北クリーンセンター整備基本構想及び、令和６年１１月に答申を得た一般廃棄物処理施設立地検討業務での検討内容を理解した上で、それを高い技術力で具体化できる最も適した委託先を選定する必要があり、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案者及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定するものである。

また、業者選定後、当該優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で随意契約により業務委託契約を締結するものである。

４　プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、本件プロポーザルの参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 並びに本組合及び組合市（泉大津市、和泉市、高石市）の財務規則の規定により、入札参加制限を受けていないこと。

⑵　大阪府及び組合市（泉大津市、和泉市、高石市）のいずれかの一般競争入札参加停止、指名停止等の措置を受けていないこと。

⑶　本組合から指名停止措置を受けていないこと。

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

⑹　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。

⑺　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者ではないこと。

⑻　建設コンサルタント登録規程（建設省告示第 717 号）による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。

⑼　一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に会員として登録していること、又は当該会員でなくても同種同様の業務を行っており、これまでに国又は地方自治体と同種の委託業務実績を有していること。

⑽　ごみ焼却施設に関する基本計画策定業務、環境影響評価業務の完了実績を過去の業務において、それぞれ１件以上有すること。

５　実施スケジュール

本手続の実施スケジュールは、表１のとおりとする。

表１　実施スケジュール

項　目	期　日
公告	１月１３日（火）
実施要領等の配布期間	公告の日から１月３０日（金）まで
参加申込書の受付期間	公告の日から１月３０日（金）まで
参加資格に関する質問書受付期間	公告の日から１月２０日（火）まで
参加資格に関する質問書に対する回答	１月２３日（金）
一次審査結果（参加資格確認結果）の通知	２月３日（火）
企画提案書等の受付期間	２月３日（火）から２月２０日（金）まで
企画提案に関する質問書受付期間	２月１０日(火)まで
企画提案に関する質問書に対する回答	２月１３日(金)
二次審査（プレゼンテーション等）の実施	２月２７日(金)
優先交渉権者の決定	３月上旬予定
審査結果の通知	３月上旬予定
契約締結	３月中旬予定

６　担当課（連絡先・提出場所）

〒５９４－０００１ 大阪府和泉市舞町８７番地

泉北環境整備施設組合 環境部資源循環型社会推進課

ＴＥＬ：０７２５－４１－２０３０　ＦＡＸ：０７２５－４１－２１１５

Ｅ－ｍａｉｌ： senboku_sisetukousin@blue.ocn.ne.jp

７　参加申込の手続き

⑴　実施要領等の配布期間

ア　配布期間

令和８年１月１３日（火）から令和８年１月３０日（金）まで

イ　配布方法

本組合ホームページからダウンロード

組合ホームページ　：　http://www.senbokukankyo-ichikumi.org

⑵　参加申込書の提出

ア　受付期間

令和８年１月１３日（火）から令和８年１月３０日（金）まで

※土、日及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

イ　提出場所

本組合環境部資源循環型社会推進課

ウ　提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着のこと）

エ　提出書類及び部数

次の①から⑤の書類を各２部ずつ提出すること。

①プロポーザル参加申込書（様式第２号）

②会社概要調書（様式第３号）

③業務実績調書（様式第４号）

④管理技術者業務実績等調書（様式第５号）

⑤暴力団等排除に関する誓約書（別添様式）

⑶　参加資格に関する質問の受付及び回答

ア　受付期間

令和８年１月１３日（火）から令和８年１月２０日（火）午後５時まで

イ　提出方法

実施要領等に関する質問書（様式第１号）を電子メールに添付し、担当課宛に提出すること。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ　参加資格に関する質問書に対する回答期限

令和８年１月２３日（金）

エ　回答方法

本組合ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）

回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

８　プロポーザル参加資格の確認及び一次審査

本組合は、提出された参加申込書等に基づき、プロポーザル参加資格の確認及び一次審

査を行う。

⑴　一次審査方法

参加申込者が４者以上ある場合は、表２に掲げる審査項目及び審査内容について審査し、上位３者以内をプロポーザルの参加者として選定する。なお、参加申込者が３者以下であっても、一次審査は行う。

一次審査結果については、二次審査に継承する。

表２　一次審査の評価項目と配点

審査項目		審査内容	配点
業務実績等	会社概要	技術士数、支店・営業所等の所在地	5
	業務実績	過去 10 年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	5
	管理技術者業務実績等	保有資格、個人業務実績、個人手持業務	5
合　計			１５

⑵　結果通知

一次審査結果(参加資格確認結果)は、令和８年２月３日（火）までに、参加申込者全員に電子メールにて通知するとともに、プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）には企画提案書類の提出について要請する。

９　企画提案書類及び参考見積書の作成・提出

参加者は、仕様書を熟読のうえ、次のとおり、企画提案書類及び参考見積書を作成し提出すること。

⑴　企画提案書類

企画提案書類は次のとおりとし、様式は様式集に定める。

ア　企画提案書類表紙（様式第６号）

イ　業務実施方針（様式第７号）

ウ　業務実施体制・手法（様式第８号）

エ　業務実施スケジュール（様式第９号）

オ　業務に関する提案（様式第１０号）

テーマ番　号	テーマ
①	＜基本計画･民間活力導入可能性調査＞ ・ 本業務における課題と解決策等について、提案してください。 ・ 事業特性や建設予定地の立地条件を踏まえ、想定される災害が発生した際の対策や、事業継続に向けた対応、防災施設としての活用など、より効果的な対策や、

	その他想定される課題等について、提案してください。 ・ 近年の建設コストの高騰や環境省の建設トン単価上限値に関する通知（令和６年３月）等を踏まえた施設整備費の抑制に向けた対応や、施設整備から運営段階に至るまで、ライフサイクルコストを十分に考慮した経済性に優れた施設とするための対応について、想定される課題やその対応策について提案してください。 ・ 最適な事業方式の選定方法と考え方について、提案してください。
②	＜環境影響評価＞ ・ 本業務における課題と解決策等について、提案してください。 ・ 事業特性や建設予定地の立地条件を踏まえ、環境影響評価の実施にあたり想定される課題や、その対応策、効果的な実施方法等について提案してください。 ・ 最新の技術や知見を取り入れた環境影響予測手法について、提案してください。
③	＜廃棄物エネルギー利活用調査＞ ・ 本業務における課題と解決策等について、提案してください。 ・ 事業特性や建設予定地の立地条件を踏まえ、施設利活用調査の実施にあたり想定される課題や、その対応策、効果的な実施方法等について提案してください。 ・ 地域価値を高める利活用コンセプトと事業性評価について、提案してください。
④	＜独自提案＞ ・ 本業務における課題と解決策等について、独自提案をしてください。

⑵　参考見積書

参考見積書は任意様式とし、提案価格は消費税及び地方消費税を含んだものとする。

⑶　企画提案書類及び参考見積書の提出

ア　受付期間

令和８年２月３日（火）から令和８年２月２０日（金）まで

※土、日及び祝日を除く午前９時から午後５時までとする。

イ　提出場所

本組合環境部資源循環型社会推進課

ウ　提出方法

持参による。

エ　提出部数

企画提案書類（様式第６～１０）、参考見積書とも 原本１部、副本（複写可）５部

⑷　企画提案に関する質問の受付及び回答

ア　受付期間

令和８年２月３日（火）から令和８年２月１０日（火）午後５時まで

イ　提出方法

実施要領等に関する質問書（様式第１号）を電子メールに添付し、担当課宛に提出すること。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ　企画提案に関する質問書に対する回答期限

令和８年２月１３日（金）

エ　回答方法

本組合ホームページに掲載する。（質問者名は公開しない。）

回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

10　二次審査

企画提案書類及びプレゼンテーション内容について審査する。

⑴　審査項目・審査内容

参加者は、別表「二次審査の基準」のうち、「企画提案」の審査項目についてプレゼンテーションを行う。なお、「参考見積」の審査項目は、別途、担当課において、書類に基づき評価する。

⑵　プレゼンテーション日時及び場所

令和８年２月２７日(金)

※集合時間、場所等は別途連絡する。

⑶　出席者（説明者）

３名以内とする。原則として、担当する管理技術者を含むものとし、説明及び質疑に対する回答を行う。

⑷　実施方法

ア　プレゼンテーションは、説明者より３０分程度の説明を行い、その後、２０分程度の質疑応答を実施する。（全体で５０分以内を予定する。）

イ　説明の際に必要な備品は、各自で用意すること。

11　優先交渉権者の決定

⑴　選定方法

ア　泉北環境整備施設組合プロポーザル審査委員会（新ごみ処理施設整備基本計画策定及び環境影響評価等業務委託）(以下「審査委員会」という。）において、二次審査の評価結果に基づき、最も評価点の高い参加者を優先交渉権者に選定する。

イ　最も評価点の高い参加者が２者以上あるときは、企画提案に係る点数が高い参加者を選定する。

ウ　最も高い評価点を獲得した場合であっても、企画提案に係る点数が配点の６０％に満たない場合は失格とし、次点の者を選定する。

⑵　参加者が１者の場合の取扱い

参加者が１者のみの場合であっても、同様に審査を行い、当該１者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

⑶　審査結果の通知及び公表

審査結果は、速やかに参加者に通知するとともに、本組合ホームページに公表する。

12　契約の締結

⑴　契約に際し、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、本組合との協議により必要な修正を行うことができるものとする。

⑵　仕様書の内容が確定したのち、契約を締結する。

⑶　協議の結果、優先交渉権者との契約に至らなかった場合は、次点の者と交渉を行う。

⑷　委託契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

13　失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

⑴　提出書類について、期間内に提出がなかった場合

⑵　提出書類に虚偽の記載をした場合

⑶　提出書類の記載すべき部分が記載されていなかった場合

⑷　審査の公平性を害する行為があった場合

⑸　その他本要領及び本組合が指定した事項に違反した場合

14　留意事項

⑴　参加申込書類及び企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用その他本件プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。

⑵　参加申込書が提出されなかった場合、参加資格がある旨の通知を受けなかった場合又は一次審査を通過しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。

⑶　参加資格がある又は一次審査を通過した旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

⑷　参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。

⑸　提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。

⑹　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

⑺　提出された参加申込書及び企画提案書は、プロポーザル審査に関する事項以外で参加者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製をすることがある。

⑻　提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、配置予定の管理技術者は、特別な事情がない限り変更はできない。

⑼　提出された書類等は、組合情報公開条例（平成２２年条例第１号）に基づく情報公開請求の対象となる。

⑽　提出書類の提出後に辞退する場合は、担当課に連絡のうえ、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退を理由として、以降の受注者選定において不利益な取り扱いをすることはない。

⑾　今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により事業が中止となった場

合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、本組合は一切の責任を追わない。

⑿　参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

別表 二次審査の基準

二次審査の基準

審査項目		審査内容	配点	様式
業務実績等	会社概要	技術士数、支店・営業所等の所在地	5	第３号
	業務実績	過去１０年間の業務実績（同種・類似業務と認められるもの。）	5	第４号
	管理技術者業務実績等	保有資格、個人業務実績、個人手持業務	5	第５号
企画提案	業務実施方針	業務内容及び業務目的の理解度 本圏域のごみ処理体制に対する理解度	5	第７号
	業務実施体制・手法	業務推進体制、実施手法の妥当性 課題に対する対処方法	１０	第８号
	業務実施スケジュール	各種手続の時期、専門委員会の運営計画	5	第９号
	業務に関する提案	①基本計画・民間活力導入可能性調査 ②環境影響評価 ③廃棄物エネルギー利活用調査 ④独自提案	２５	第１０号
	プレゼンテーションの実施	業務に対する意欲 専門知識・技術力の豊かさ 質問に対する応答性、丁寧さ	１０	
参考見積		配点×最低提案見積額/当該提案見積額	３０	
合　計			１００	

※ 一次審査の「業務実績等」の得点は、二次審査に継承する。